

# 日高町持続化支援金

日高町では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって売上金額が減少している町内の事業者に対して事業継続に向けた取り組みを支援するための支援金を交付します。

## ◆交付対象者

日高町内に主たる事業所を有する事業者

※令和2年1月以降に開業された事業所、政治・経済・文化団体、宗教団体などは対象外となります。

## ◆交付要件 次のすべてに該当すること

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のいずれかのひと月における売上金額が、前年同月の売上金額と比較して25%以上減少していること
- ②令和元年分の事業収入の申告をしていること  
※法人の場合、決算月によって前年分も申告していることが必要となる場合があります。
- ③令和元年12月末日までに納期が到来した、国民健康保険税を含む町税の滞納がないこと

## ◆交付金額

| 売上金額の減少が<br>50%以上の場合                | 売上金額の減少が<br>25%以上50%未満の場合 |      |
|-------------------------------------|---------------------------|------|
| 国持続化給付金の10%に相当する額                   | 減少率                       | 交付金額 |
| 上限額 10万円(千円未満端数切捨て)                 | 25%以上35%未満                | 15万円 |
| 国の持続化給付金の上限額に満たない場合、上記の金額から按分となります。 | 35%以上45%未満                | 20万円 |
|                                     | 45%以上50%未満                | 25万円 |

## ◆申請期間

令和2年6月1日(月)～令和3年2月26日(金)

※土日祝日(12月29日～1月3日を含む)を除く

## ◆申請時間

午前8時30分～午後5時まで

## ◆申請方法

- ・申請書類は、役場 産業建設課・日高町商工会・JA紀州 日高支店・比井崎漁業協同組合又は、役場 産業建設課のホームページで取得できます。
- ・売上金額の減少が50%以上の方は、完全予約制となりますので、事前に電話にて産業建設課 産業振興班まで申請日時を予約してください。
- ・売上金額の減少が25%以上50%未満の方は、簡易書留などで郵送もしくは、産業建設課 産業振興班で受付します。



## ◆申請予約・郵送申請・問い合わせ先

日高町役場 産業建設課 産業振興班

住所：〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626番地

☎：63・3806

FAX：63・3854



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

**建築物の新築・増改築  
または取壊しを  
された方へ**

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。



お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

**下水道への接続は  
お済みでしょうか？**

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



**感染症  
対策**

POINT.1



**帰宅時や調理の前後、  
食事前など、  
こまめに手を洗う！**

POINT.2



**くしゃみや咳(せき)が出るときに、  
ティッシュ等で口と鼻(おは)を覆ったり  
マスクを正しく着用する！**

出典：首相官邸ホームページ